

保護者 様

野々市市立富陽小学校 校長

学校感染症について

お子様が次の病気（学校感染症）にかかった場合、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

学校において予防すべき感染症(学校感染症)

- | | |
|-----|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS) |
| 第二種 | 新型コロナウイルス、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

1. お子様が上記の学校感染症にかかっている、あるいはかかっている疑い、またはかかるおそれのある場合は、学校長が出席を停止させることができることになっています。(学校保健安全法 第19条)

出席停止は欠席ではありません。

2. 感染が判明した場合はすぐに学校に連絡の上、家庭で安静にして回復に努めてください。病気を早く治すと同時に、感染力が強く他のお子様への感染を防ぐ必要があります。

※おもな出席停止期間は右記の通りです。

3. お子さんが登校する際、保護者の方が記入した「学校感染症届」を学校にご提出ください。

※用紙は富陽小学校ホームページからダウンロードできます。

学校感染症届

野々市市立富陽小学校 年 組 番 氏名

病院(医院)で診察を受けた結果

(病名) の診断により

月 日～ 月 日まで学校を休みました。

上記のように報告し、他への感染のおそれがなくなったので登校します。

令和 年 月 日

保護者署名

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・百日咳・流行性耳下腺炎については、熱がなくて元気でも発症後(熱が出た翌日)から5日間は自宅療養してください。

主な学校感染症の出席停止期間

- 新型コロナウイルス感染症…発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
- インフルエンザ……………発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
- 百日咳……………特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
- 流行性耳下腺炎……………耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 麻疹……………解熱後3日を過ぎるまで
- 風疹……………発疹が消えるまで
- 水痘……………すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱……………主要症状消失後2日を過ぎるまで
- その他(溶連菌感染症、アデノウイルス感染症、マイコプラズマ感染症等) ……医師の許可が下りるまで